

**国に対する DNA 型等データの抹消請求が認容された事例**

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所

【裁判年月日】 令和4年1月18日

【事件番号】 平成30年（ワ）第3020号、平成30年（ワ）第3021号

【事件名】 DNA 型等データの抹消等請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 憲法13条、警察法5条4項20号・17条・81条、同施行令13条1項、DNA型記録取扱規則（以下、本文中では「DNA型規則」という。）7条1項2号

【掲載誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25591643

東邦大学准教授 高橋和広

**事実の概要**

原告は、建設会社の従業員に暴行を加えたとして、現行犯逮捕された。暴行事件に係る捜査の際に原告は、承諾の下で①指紋及び口腔内細胞（②DNA型）を採取され、③顔写真を撮影された。暴行事件については無罪判決が確定したが、その後も警察庁において上記①～③の本件3データ等の保管が継続していることはプライバシー権の侵害であるとして、原告は国に対して人格権に基づき上記3データ等の抹消を請求した（本事件では上記暴行事件に関連して国家賠償請求が行われているが、本稿では割愛した）。

**判決の要旨**

請求一部認容（本件3データを「抹消せよ」）。

1 警察法の各規定を受けて国家公安委員会は、「DNA型記録の取扱いについてはDNA型規則」を定めている。警察庁犯罪鑑識官は、「保管する被疑者DNA型記録が、①同記録に係る者が死亡したとき、②これらの記録を保管する必要がなくなったときには、これらを抹消しなければならない（DNA型規則7条1項）」。

2 「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりにその容貌・姿態を撮影

されない自由及びみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有する」。「また、DNA型（DNA資料とは異なり、あくまで人を識別するための限られた情報としてのデータである。）についても、基本的には識別性、検索性を有するものとして、少なくとも指紋と同程度には保護されるべき情報であるため、何人もみだりにDNA型を採取されない自由を有する」。

「指紋を取得するための指紋の押捺やDNA型を取得するための口腔内細胞の採取は、通常、人の身体に対する侵襲の程度は高くないものであるし、指紋及びDNA型はその情報単独で用をなすものではなく、過去に取得していた指紋及びDNA型との同一性を確認したり、遺留された指紋及びDNA型などと対照したり、データベース化して検索に用いたりすることで意義を発揮するものであることからすれば、みだりに指紋の押捺を強制されない自由やみだりにDNA型の採取を強制されない自由は、身体的な侵襲を受けない自由があるというのみならず、取得された後に利用されない自由をも含意している」。

「指紋及びDNA型は、個人の私生活の核心領域に属する情報、思想信条等の内心の深い部分に関わる情報、病歴や犯罪歴等に関する情報といった秘匿性の高い情報とはいいい難く、これと同程度に慎重に扱わねばならない情報とまではいえないが、氏名、生年月日、性別及び住所などの情報のように、一律に登録、管理され、社会生活を営む上で一定の範囲の他者に当然に開示することが予

定されている情報とは異なり、万人不同性、終生不変性ないしこれらに近い性質を有するもので、識別性、検索性を備えており、特定のもののみ登録、管理され、他者に対する開示が予定されていない情報という性格を有しており、氏名等に比べれば、より高い秘匿性が認められるべきものであり、それゆえ、公権力からみだりに取得されない自由が保障され、みだりに利用されない自由が保障される。「これらの自由も公共の福祉のために必要があるときには、相当な制限を受けることはありうるものであり」、「通常は、指紋及びDNA型の取得は、後に使用することを企図して行われるのであるから、取得が許される場合には同時に使用も許される」。

3 「もっとも、一旦適法に取得した指紋及びDNA型を、データベース化することで半永久的に保管し、使用することが直ちに許されるかは別途考慮する必要がある」。

「指紋及びDNA型がデータベース化されることにより科学的な捜査が可能となり、犯罪捜査の効率性、実効性が高まり、社会安全政策の観点から国民が負担する安全確保のコストが下がり、使用方法によっては冤罪防止にも役立つなど、積極的意義が存することは論を俟たないものであり、その機能をより高く発揮させるという観点からは、極力多数のデータを収集し、蓄積することが望ましい」。「指紋及びDNA型がデータベース化され、犯罪捜査に資することを目的として使用される場合、適正に管理・使用される限り、国民が、罪を犯すことなく、私生活を送る上では、格別の不利益があるともいえない」。

しかし、「情報の漏出や、情報が誤って用いられるおそれがないとは断言できないものであり、また、継続的に保有されたとした場合に将来どのように使われるか分からないことによる一般的な不安の存在や被害意識が惹起され、結果として、国民の行動を萎縮させる効果がないともいえないことなどからすれば、何の不利益もないとはいえないのであって、みだりに使用されない自由に対する侵害がある」。「指紋及びDNA型がデータベース化され半永久的に使用される状況があれば、そこには、程度はともかくとしても、国民の私生活上の利益に対する制約が看取できる」。

4 「警察法上、犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関する事務が警察庁の所掌事務の一つに掲げられ、「指掌紋規則等〔DNA型規則と指掌紋、被疑者写真に関する同種の規則を併せていう〕については、いずれも犯罪鑑識に関する事務の実施のために必要な事項として警察法81条及び同法施行令13条1項に基づき制定されたものである。そして、指掌紋記録等がいずれも個人の識別に必要な情報にとどまり、個人の私生活の核心領域に属する情報等の高度の秘匿性が認められるべき情報とは異なること、犯罪捜査のためにこれらの情報を警察が組織として保有する必要があることは否定し難く、データベース化に何ら法令上の根拠が存しないと解するのは現実的ではないことなどからすれば、指掌紋規則等が上記各法令に基づいて制定されていることについて、適法な法律の委任によらないものとまで認めることはできない」。

「指掌紋規則等を見ると、主として警察当局における指掌紋記録等の取扱いについての規程となっており、データベースの運用に関する要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権について規定がなく、被疑者の指掌紋記録等の抹消については、〔1〕指掌紋記録等に係る者が死亡したとき、〔2〕指掌紋記録等を保管する必要がなくなったときに抹消しなければならないとされているのみ」であり、「指紋、DNA型及び被疑者写真がみだりに使用されてはならないという保護法益を有することからすれば、その保護の観点からは脆弱な規定に留まっている」。しかし、「指紋、DNA型及び被疑者写真にはみだりに使用されない一定の保護法益が認められるべきであるから、無制限にこれらの保護法益を侵害するような解釈をとることは相当ではなく、これらの保護法益を制約することが、犯罪捜査のための必要性があるといった公共の福祉の観点から容認できるかとの観点から比較衡量して検討する必要がある、その趣旨に沿って指掌紋規則等も解釈される」。

「データベース化を前提とした捜査の有用性や、適正な管理下における国民の不利益の程度が著しいとまではいえないことに鑑みると、当該被疑事実の捜査に限定してのみ使用が許されると解するのは、データベース化自体を容認できないとの帰結になりかねず、狭きに失するものであり、当該被疑事実以外の余罪の捜査や（少なくとも一定の

範囲内の) 有罪判決が確定した場合に再犯の捜査に使用するために保管することは許容できる。しかし、「指紋、DNA 型及び被疑者写真を取得する前提となった被疑事実について」、「犯罪の証明がないと確定した場合については、継続的保管を認めるに際して」、「少なくとも、当該被疑者との関係でより具体的な必要性が示されることを要するというべきであって、これが示されなければ、『保管する必要がなくなった』と解すべきである。そして、「指紋規則等自体も必要がなくなったときは抹消しなければならないと命じていること」等から、「指紋、DNA 型及び被疑者写真をみだりに使用されない利益を、より射程の広いプライバシー権や情報コントロール権等の一部として位置づける理解をするかはともかく、当該利益自体が人格権を基礎に置いているものと解することは可能であるから、指紋、DNA 型及び被疑者写真を取得された被疑者であった者は、訴訟において、人格権に基づく妨害排除請求として抹消を請求できるものと解するのが相当である。

5 無罪判決が確定した原告について「余罪や再犯の可能性を認めるのは困難であり、その他、原告との関係で本件 3 データを保管すべき具体的な必要性は示されていないから、本件 3 データについて、『保管する必要がなくなった』というべきである。「原告は、被告国に対し、本件 3 データの抹消を請求することができる。

## 判例の解説

### 一 判決の背景

#### 1 警察の保有個人情報に対する法的規律

本判決は、警察の保管する DNA 型データの抹消請求が認容された初の裁判例と思われる<sup>1)</sup>。

犯罪捜査中に採取・収集された被疑者の指紋・DNA 型データの保管に対する法的統制は弱い。これらデータは、警察庁のデータベースに登録され、照合に供されることになるが、当初の事件を超えて、将来の犯罪捜査のために、これらデータが保管・データベース化されることについて、明文の法律上の根拠は無い。警察法及び同施行令に基づき制定された国家公安委員会規則に上記データの取扱いについて定められているが、判決中でも述べられる通り、当該規則はデータベースの

運用に関する規定に乏しく、他には行政機関個人情報保護法<sup>2)</sup>の下で(捜査情報に関する例外規定を多く含む)一般的な制約を受けるに過ぎない<sup>3)</sup>。

### 2 判例における「取得時中心主義」

京都府学連事件判決<sup>4)</sup>以降、最高裁判所が展開してきた「私生活上の自由」論も、上記のような警察による個人データの取扱いを正面から統制してきたとは言い難い。「取得時中心主義」と表現されている通り、裁判例において主に焦点が当てられてきたのは、取得される情報の性質や取得行為に伴う負担であり、その背景には私事の秘匿を中心に考える伝統的なプライバシー理解が控えていることが、学説から指摘されてきた<sup>5)</sup>。指紋押捺制度の合憲性が問われた事件では、プライバシー侵害の有無が情報(指紋)の利用方法に依存する旨が示唆されてはいるが、それでも当該情報の利用・管理のあり方が問題とされた訳ではない<sup>6)</sup>。住基ネット判決<sup>7)</sup>は、システムの安全性などネットワークシステムの「構造」を考慮に入れて<sup>8)</sup>、「私生活上の自由」の侵害について審査がなされている点で画期的といえる。しかし、問題の情報が秘匿性の低い本人確認情報だったためか、そこで判断されたのは住基ネットを通じて個人情報第三者に開示又は公表される具体的危険であって、正当な行政目的の下で情報が管理されること自体による自由の侵害ではない<sup>9)</sup>。

これに対して学説では、萎縮効果論等を実質的根拠として情報の処理過程全体に法的統制を及ぼす憲法上の権利論が展開されており<sup>10)</sup>、特に警察の指紋データベース及び DNA 型データベースについては、権利制約を正当化する法律(作用法)上の根拠の不在が問題視されてきた<sup>11)</sup>。

### 二 判決の検討

以上の文脈の中で、本判決はどのように位置づけられるか。まず私生活上の自由との関係では、「みだりに指紋の押捺を強制されない自由」に類似するものとして、裁判所が憲法 13 条から導出した「みだりに DNA 型を採取されない自由」の中に、「取得後に利用されない自由」も含まれるという理解が示されている。ここは、データの取得自体の違法性とは別に、合法的に取得されたデータの利用・管理を憲法上の人権により制限することを可能にしている点で重要である。裁判所

は、捜査機関が個別事件に対する捜査の過程で取得したデータをデータベース化して他の犯罪捜査に用いることに積極的な意義を認めているが、この「利用されない自由」の承認により、実効的なデータベースの拡充が制限される論理展開となっている。

請求の当否を判断するにあたり、裁判所は、各データ記録の抹消義務に関する規則中の「保管する必要がなくなったとき」の文言を、「利用されない自由」と公共の福祉との比較衡量を通じて解釈している。前者の利益についてみると、DNA型自体は、指紋と同様、秘匿性の高くないインデックス情報と位置づけられている<sup>12)</sup>。他方、判決では（データの漏出や濫用のおそれに加えて）データの継続的な保有による萎縮効果の発生に私生活上の自由の制約を看取しており、警察によるデータの管理・データベース化による自由の制約が主題化されてはいるものの、「程度はともかくとして」「何の不利益もないとは言いがたい」といった表現をみる限り、「利用されない自由」に対する制約の程度も、重大とは考えられていない<sup>13)</sup>。この点は、諸外国の制度が多様であっても、本件のように無罪が確定した場合が抹消事由に該当する点は概ね共通していることから、被侵害利益の重大性を大きく見積もらなくとも、抹消請求を認めることが可能な事案であったとみることもできる。（嫌疑不十分や起訴猶予などの）不起訴処分が下された場合の利益衡量の判断は、より複雑になることが予想される<sup>14)</sup>。データの収集時期や対象犯罪等の詳細について、立法による制度形成が行われることが望ましい。

### 三 法律の留保

各データの利用・保管につき憲法上の権利の制約を認定しつつ、作用法上の根拠を要求せずに、組織法である警察法を法律上の根拠とする現行のデータベースを追認した判決に対しては異論の余地があるだろう<sup>15)</sup>。データベースの運用により憲法上の権利の制約が生じる以上、法律の根拠が求められるというのが定説といえる。それでも裁判所にとっては、制限の無いデータベースの拡充に対する（憲）法的な制限の必要性は認められても、作用法上の根拠を要求するだけの権利侵害の実質まで認めて、既に定着しているデータベースの運用を覆すことには抵抗があったのだろう。裁

判所に立場の変更を迫るためには、「法律」を通じてデータベースの運用を民主的に統制する必要性を、より詳細に論じることが求められる<sup>16)</sup>。

#### ●—注

- 1) 被疑者の指紋等について、犯罪の証明がなかった旨の確定後に、人格権を根拠に抹消請求しようと述べた裁判例はあるが、請求は棄却されている。東京高判平 26・6・12 判時 2236 号 63 頁。
- 2) 2022 年 4 月 1 日以降は個人情報保護法。
- 3) 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、2017 年）69 頁以下、231 頁以下、田村正博『警察行政法解説〔第 2 版補訂版〕』（東京法令出版、2019 年）342 頁以下参照。
- 4) 最大判昭 44・12・24 刑集 23 卷 12 号 1625 頁。
- 5) 山本・前掲注 3）68 頁以下。田村・前掲注 3）344 頁注 67 の 2 も参照。
- 6) 最判平 7・12・15 刑集 49 卷 10 号 844 頁以下。山本・前掲注 3）72 頁以下参照。
- 7) 最判平 20・3・6 民集 62 卷 3 号 665 頁。
- 8) 山本龍彦「判批」憲法判例百選 I〔第 7 版〕42 頁以下参照。
- 9) 蟻川恒正「プライバシーと思想の自由」樋口陽一ほか『新版 憲法判例を読みなおす』（日本評論社、2011 年）78 頁以下参照。
- 10) 山本・前掲注 3）76 頁以下参照。
- 11) 山本・前掲注 3）229 頁以下、玉蟲由樹「警察 DNA データベースの合憲性」日法 82 卷 2 号（2016 年）452 頁以下。田村正博「警察における情報の取得及び管理に対する行政法的統制」産法 50 卷 1 = 2 号（2017 年）79 頁注 32 も参照。
- 12) 山本龍彦『遺伝情報の法理論』（尚学社、2008 年）114 頁以下参照。
- 13) 「鈍痛」という語彙により憲法上の権利論として構成する見解として、山本・前掲注 3）48 頁以下、59 頁以下参照。
- 14) 不起訴処分後に、条例違反の被疑者がデータの削除を請求した本判決以後の裁判例として、名古屋地判令 4・3・3 判例集未登載があるが、判決によれば、指掌紋は処分後に保管の必要なしとして抹消された一方、DNA 型記録はそもそも鑑定嘱託を経ての作成がされていなかったようである。
- 15) 情報自己決定権の観点から、単純な個人情報の取扱いにつき、作用法上の根拠を求めない裁判例・実務を批判的に検討するものとして、小山剛『憲法上の権利の作法〔第 3 版〕』（尚学社、2016 年）49 頁以下、100 頁以下参照。
- 16) 権利論ではなく、熟議による適正手続という観点から問題に接近する議論として、稲谷龍彦『刑事手続におけるプライバシー保護』（弘文堂、2017 年）77 頁以下、332 頁以下参照。